

平成十九年内閣府令第六十九号

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 特例民法法人の計算書類等の作成に関する特則
第一節 総則(第一条)
第二節 計算書類等の作成に係る期間(第二条)
第三章 公益社団法人又は公益財團法人への移行(第十一条~第十三条)
第三章 通常の一般社団法人又は一般財團法人への移行(第十四条)
第一節 公益目的支出計画における計算の総則
第一款 公益目的財産額(第十四条)
第二款 公益の目的のための支出及び収入(第十五条~第二十二条)
第三款 公益目的財産残額(第二十三条)
第一節 公益目的支出計画の作成(第二十四条~第二十六条)
第二節 通常の一般社団法人・一般財團法人への移行の認可(第二十七条~第二十九条)
第一款 通常の一般社団法人・一般財團法人への移行の認可(第二十一条~第二十三条)
第二款 公益目的財産額の確定(第三十三条)
第四節 公益目的支出計画の実施が完了したときの確認(第三十四条)
第五節 公益目的支出計画の変更の届出等(第三十五条~第四十条)
第六節 公益目的支出計画実施報告書の作成等(第四十一条~第四十六条)

第七節 雜則(第四十七条~第四十九条)

第四章 公示等の方法(第五十条)

附則

第一章 特例民法法人の計算書類等の作成に関する特則

第一節 総則

この章及び第三章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第二節 計算書類等の作成に係る期間

特例民法法人は一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 この章及び第三章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第二条 特例民法法人は一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第四十八条号。以下「一般社団・財團法人法」という)、第百三十二条に規定する基金をいう。以下同じ。の総額及び代替基金(一般社団・財團法人法第四百四十二条第一項の規定により計上された金額をいわゆる「基金等」)は、貸借対照表の純資産の部(前条第一項後段の規定により純資産を示す適当な名称を付したもの)を含む。以下同じ。に計上しなければならない。

第三条 整備法第二百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。の登記(以下「移行の登記」という)をしたときは、当該登記をした日の前日を事業年度の末日とするよう定めるものとする。

前項の事業年度は、一年を超えることができる。

第三節 計算書類

(計算書類)

第三条 整備法第六十条第一項の規定により作成すべき計算書類及びその附属明細書については、この節の定めるところによる。ただし、この府令又は他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(金額の表示の単位)

第四条 計算書類及びその附属明細書に係る事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

(附属明細書)

第九条 計算書類の附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 重要な固定資産の明細

二 引当金の明細

第三節 事業報告

第十条 整備法第六十条第一項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該特例民法法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)

二 一般社団・財團法人法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号(一般社団・財團法人法第一百九十七条规定する場合において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。)と、同項第二号中「一般社団法人にあつては一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条号。以下「一般社団・財團法人法」という)、第二条第二号の貸借対照表、一般財團法人にあつては同条第三号の」とあるのは「整備法第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度(合併をすることによる特例民法法人にあつては、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条号)、第三百六条第一項の登記をする日の属する事業年度以後のものに限る。次号において同じ。)の末日(特例民法法人(合併をする特例民法法人を除く。)が同日から起算して三箇月以内に整備法第四十四条の認定の申請をする場合において同日における財産目録を作成しないとき)にあつては、同日の属する事業年度の前事業年度の末日。次号において同じ。)と、同項第二号中「一般社団法人にあつては一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条号。以下「一般社団・財團法人法」という)、第二条第二号の貸借対照表、一般財團法人にあつては同条第三号の」とあるのは「整備法第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における」とする。

二 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適當な名称を付さなければならない。

第七条 基金(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条号。以下「一般社団・財團法人法」という)、第百三十二条に規定する基金をいう。以下同じ。)の総額及び代替基金(一般社団・財團法人法第四百四十二条第一項の規定により計上された金額をいわゆる「基金等」)は、貸借対照表の純資産の部(前条第一項後段の規定により純資産を示す適当な名称を付したもの)を含む。以下同じ。に計上しなければならない。

第八条 損益計算書は、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適當な部又は項目に区分して表示しなければならない。

(附属明細書)

第九条 計算書類の附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 重要な固定資産の明細

二 引当金の明細

第十条 整備法第六十条第一項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該特例民法法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)

二 一般社団・財團法人法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号(一般社団・財團法人法第一百九十七条规定する場合において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。)と、同項第二号中「一般社団法人にあつては一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条号。以下「一般社団・財團法人法」という)、第二条第二号の貸借対照表、一般財團法人にあつては同条第三号の」とあるのは「整備法第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における」とする。

整備法第二百三十三条第二項第三号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 公益法人認定法施行規則第五条第三項第一号、第三号及び第六号に規定する書類

二 整備法第二百六条第一項の設立の登記において登記をする予定の理事及び監事（特例財团法人である認定申請法人、整備法第二百条に規定する認定申請法人をいう。以下この項において同じ。）にあつては、理事、監事及び評議員（次号において「役員等就任予定者」という。）の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

三 役員等就任予定者が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益法人認定法」という。）第六条第一号ロからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

四 公益法人認定法第六条第三号、第四号及び第六号のいずれにも該当しないことを説明した書類

五 整備法第二百一条第二項に該当しないことを説明した書類

六 認定申請法人において定款の変更について必要な手続を経ていることを証する書類

七 整備法第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度（合併をする特例民法人にあつては、一般社団・財団法人第三百六条第一項の登記をする日の属する事業年度以後のものに限る。）の事業報告及びその附属明細書

八 公益法人認定法施行規則附則第二項の規定による財産（次号に掲げるものを除く。）の明細を記載した書類

九 公益法人認定法施行規則附則第七項に規定する共用財産の明細及び当該財産に係る同項に規定する割合の算定の根拠を記載した書類

十 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

十一 特例民法人（合併をする特例民法人を除く。）が前項第七号に規定する事業年度の前事業年度の末日から算して三箇月以内に整備法第四十四条の認定の申請をする場合において当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を作成していないときにおける同号の規定の適用については、同号中「限る。」とあるのは、「限る。」の前事業年度」とする。

第十二条 整備法第二百六条第二項の届出をしようとする特例民法人は、様式第二号の届出書に

同条第一項の設立の登記に係る登記事項証明書

を添付して、行政庁及び旧主務官庁に提出しなければならない。

（旧主務官庁からの事務の引継ぎ）

第十三条 整備法第二百八十九条第二項第一号ハに規定する事務の引継ぎは、行政庁が必要と認める事項について行うものとする。

（第三章 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）

第一節 公益目的支出計画における計算の総則

第一款 公益目的財産額

第十四条 整備法第二百八十九条第一項に規定する公益目的財産額は、第二条第一項ただし書の事業年度（事業年度に関する規定を定める他の法律の規定により移行の登記をした日の属する事業年度の開始の日から移行の登記をした日までの期間が当該法人の事業年度とみなされる場合にあつては、当該期間）の末日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第一号に掲げる額を加算し、第二号、第三号及び第四号に掲げる額を減算して得た額とする。

（第一款の適用）

一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき当該移行法人が整備法第四十五条の認可を受けた公益目的支出計画（整備法第二百二十五条第一項の変更の認可を受けたときは、その変更後の公益目的支出計画）に記載した整備法第二百九条第二項第一号イ又はハに規定する事業（以下「実施事業」という。）に係る事業

費の額

二 当該事業年度において支出をした整備法第二百八十九条第二項第一号ロに規定する寄附（以下「特定寄附」という。）の額（当該支出に付随して発生した費用の額を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る経常外費用の額

（第二款の適用）

一 前号に掲げるもののほか、貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保加算され、又は減算された時価評価資産に係る帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額

二 特例民法人が算定日において時価評価資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

（第三款の適用）

一 特例民法人が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

（第四款の適用）

一 特例民法人が算定日において時価評価資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

（第五款の適用）

一 特例民法人が算定日において時価評価資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

（第六款の適用）

一 特例民法人が算定日において時価評価資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

（第七款の適用）

（整備法第二百八十九条第二項第一号ハに規定する支出）

第十五条 整備法第二百八十九条第二項第一号ハに規定する内閣府令で定める支出は、特例民法人が整備法第四十五条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（同号イに掲げるものを除く。）とする。

（第三款の適用）

第十六条 移行法人の各事業年度の整備法第二百十九条第二項第一号の支出の額（以下「公益目的支出の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。

（第四款の適用）

第十七条 第二款の適用

（第五款の適用）

（第六款の適用）

（第七款の適用）

（第八款の適用）

（第九款の適用）

（第十款の適用）

（第十一款の適用）

（第十二款の適用）

（第十三款の適用）

（第十四款の適用）

（第十五款の適用）

（第十六款の適用）

（第十七款の適用）

（第十八款の適用）

（第十九款の適用）

（第二十款の適用）

（第二十一款の適用）

（第二款の適用）

（第三款の適用）

（第四款の適用）

（第五款の適用）

（第六款の適用）

（第七款の適用）

（第八款の適用）

（第九款の適用）

（第十款の適用）

（第十一款の適用）

（第十二款の適用）

（第十三款の適用）

（第十四款の適用）

（第十五款の適用）

（第十六款の適用）

（第十七款の適用）

（第十八款の適用）

（第十九款の適用）

（第二十款の適用）

（第二十一款の適用）

（第二十二款の適用）

（第二十三款の適用）

（第二十四款の適用）

は、次に掲げる事項を記載しなければならない。	一 当該事業年度の実施事業等の状況
明細	二 当該事業年度の公益目的支出の額及びその明細
三 当該事業年度の実施事業収入の額及びその明細	四 算定日に有していた時価評価資産の当該事業年度の末日における状況
五 当該事業年度の引当金の明細	六 当該事業年度の第十四条第一項第四号に規定するものの明細
七 公益目的財産額	八 当該事業年度の末日における公益目的収支差額

(移行法人の計算書類)	九 当該事業年度の末日における公益目的財産残額
整備法第二百二十七条第三項の規定により提出する貸借対照表は、実施事業資産を区分して明らかにしなければならない。	一 特定期理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日までに、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
整備法第二百二十七条第三項の規定により提出する損益計算書は、次に掲げる区分を設けて表示するとともに、各区分において実施事業等に係る額を明らかにしなければならない。この場合において、各区分けは、適当な項目に細分することができる。	二 特定期理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日までに、特定理事が前項の規定にかかるわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合に、当該通知をすべき日に、公益目的支出計画実施報告書について、監事の監査を受けたものとみなす。
一 経常収益	三 前号に掲げる場合以外の場合の公益目的支出計画実施報告書の作成に関する職務を行つた理事
二 事業費	四 前号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
三 管理費	五 前項第四号及び第五号に掲げる項目については、それぞれ経常外収益又は経常外費用を示す適當な名称を付すことができる。
四 経常外収益	六 第三項及び第四項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
五 経常外費用	一 第三項の規定による通知を受ける理事を定めた場合、当該通知を受ける理事として定められた理事

(公益目的支出計画実施報告書の監査)

二 前号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。	二 前号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
三 前項第四号及び第五号に掲げる項目については、それぞれ経常外収益又は経常外費用を示す適當な名称を付すことができる。	三 前項第四号及び第五号に掲げる項目については、それぞれ経常外収益又は経常外費用を示す適當な名称を付すことができる。
四 第三十八条第三項の規定は、第一項の貸借対照表及び第二項の損益計算書並びにこれらの附属明細書に係る事項の金額の表示について準用する。(公益目的支出計画実施報告書の監査)	四 第三十九条第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
二 二以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき、当該通知をすべき監事として定められた監事	一 二以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき、当該通知をすべき監事として定められた監事
三 前二号に掲げる場合以外の場合の監査報告は、整備法第二百二十七条第三項の規定により提出する公益目的支出計画実施報告書を受領する監査	二 一般社団法人である移行法人の理事は、公益目的支出計画実施報告書の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(公益目的支出計画実施報告書の監査)

二 監事は、公益目的支出計画実施報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	二 一般社団・財團法人法第二百二十四条第一項(一般社団・財團法人法第二百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による監査については、この条の定めるところによる。
三 前二号に掲げる場合以外の場合の監査報告は、整備法第二百二十七条第三項の規定により提出する公益目的支出計画実施報告書を受領する監査	三 一般社団法人である移行法人の登記事事項証明人について準用する。この場合において、第二項各号別記以外の部分及び前項中「社員総会の招集通知」とあるのは、「評議員会の招集通知(一般社団・財團法人法第二百八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。)」と、前項中「社員総会の前日」とあるのは、「評議員会の前日」と、「社員に」とあるのは、「評議員に」と読み替えるものとする。
四 整備法第二百二十七条第二項において準用する一般社団・財團法人法第二百四十九条第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき、当該通知をすべき監事として定められた監事	四 残余財産を帰属させる法人の登記事事項証明書(残余財産の帰属先が国又は地方公共団体である場合を除く。)
五 整備法第二百二十七条第二項の規定により提出する公益目的支出計画実施報告書を受領する監査	五 残余財産を帰属させる法人が公益法人認定法第五条第十七号トに掲げる法人である場合においては、その旨を証する書類
六 前各号に定めるもののほか、認可行政庁が必要と認める書類	六 前各号に定めるもののほか、認可行政庁が

(公益目的支出計画実施報告書の社員等への提供)(公的機関又は監査)

(閲覧又は譲写)

(公的機関又は監査)

(移行法人が公益法人の認定を受けた場合の届出)
第四十九条 整備法第百三十二条第二項の規定による届出をしようとする公益法人は、様式第十二号の届出書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

一 登記事項証明書
二 公益法人認定法第四条の認定を受けたこととを証する書類
三 公益法人認定法第四条の認定を受けた日の前までの公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類

四 前各号に定めるもののほか、認可行政庁が必要と認める書類

第四章 公示等の方法

第五十条 公益法人認定法施行規則第五十二条の規定は整備法第八十八条第一項の公示について、公益法人認定法施行規則第五十三条の規定は整備法第八十六条第二項(整備法第八十四条において準用する場合を含む。)の公表について、それぞれ準用する。

この府令は、整備法の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。
附 則(平成二〇年四月一五日内閣府令第第二八号)

この府令は、公布の日から施行する。
第一号(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。
附 則(平成二五年一月一三日内閣府令第一号)

この府令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

この府令の施行前に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「同法」といいます。)において読み替えて準用する同法第六条第一項の登記をした移行法人の最終事業年度(一般社団法人である移行法人にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財团法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。)に係る公益目的収支差額について、この府令による改正後の規則の規定に基づき算定した額がこの府令による改正前の規則の規定に基づき算定した額を上回るときは、当該上回

る額については、当該最終事業年度の公益目的支出の額に加算することができる。

三 前項の規定による措置は、この府令の施行後三年以内に終了する事業年度に係る公益目的収支差額に限り、行うことができる。

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則(令和二年一二月二十五日内閣府令第八号)

1 この府令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」といいます。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則(令和三年六月一八日内閣府令第四〇号)

この府令は、公布の日から施行する。
様式第一号(第十一条第一項関係)

様式第一号(第一項関係)

年 月 日
般 法人の名称 代表者の氏名
施行認定申請書 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(以下「同法」といいます。)における同法第六条第一項の登記をした移行法人の最終事業年度(一般社団法人である移行法人にあっては一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財團法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。)に係る公益目的収支差額について、この府令による改正後の規則の規定に基づき算定した額がこの府令による改正前の規則の規定に基づき算定した額を上回るときは、当該上回

様式第二号(第二十二条第一項関係)

年 月 日
般 法人の名称 代表者の氏名
施行登記完了届出書 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(以下「同法」といいます。)における同法第六条第一項の登記をした移行法人の最終事業年度(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財團法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。)に係る公益目的収支差額について、この府令による改正後の規則の規定に基づき算定した額がこの府令による改正前の規則の規定に基づき算定した額を上回るときは、当該上回

様式第三号(第二十七条関係)

年 月 日
般 法人の名称 代表者の氏名
施行認可申請書 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(以下「同法」といいます。)における同法第六条第一項の登記をした移行法人の最終事業年度(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財團法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。)に係る公益目的収支差額について、この府令による改正後の規則の規定に基づき算定した額がこの府令による改正前の規則の規定に基づき算定した額を上回るときは、当該上回

様式第四号（第三十四条関係）

年 月 日

般

法人の名称
代表者の氏名

公益目的支出計画実施完了申込書
公益目的支出計画の実施が下記の日に完了したので、一般社団法人及び一般財團法人に開
ける法律及び公益財團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う關係法
律の整備等に関する法律第 124 条の規定により、公益目的支出計画の実施が完了し
たことの確認を請求します。

記
公益目的支出計画の実施が完了した日
(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。

様式第五号（第三十六条関係）

年 月 日

般

法人の名称
代表者の氏名

公益目的支出計画変更可申請書
公益目的支出計画の変更の認可を受けたいので、一般社団法人及び一般財團法人に開
ける法律及び公益財團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う關係法
律の整備等に関する法律第 125 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

変更内容	変更後	変更前
変更内容記載欄	年 月 日	年 月 日

(備考)
1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。
2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後
の事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により
作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。

様式第六号（第三十七条第一項関係）

年 月 日

般

法人の名称
代表者の氏名

公益目的支出計画等変更届出書
一般社団法人及び一般財團法人に開ける法律及び公益財團法人及び公益財團法人の認
定等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律第 126 条第 3 項に掲げら
れ変更をしたので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更内容	変更後	変更前
変更内容記載欄	年 月 日	年 月 日

(備考)
1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。
2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の
事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作
成した書面に記載し、この届出書に添付すること。

様式第七号（第三十七条第二項関係）

年 月 日

般

法人の名称
清算人の氏名

解散届出書
下記のとおり一般社団法人、一般財團法人に開ける法律及び公益財團法人及び公益財
團法人の認定等に関する法律第 127 条第 3 項の規定により、届け出ます。

1 解散の日
2 解散の理由
3 清算人の選択先

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。

様式第十一号（第四十八条第二項関係）

様式第十一号（第四十八条第二項関係）

年 月 日

般

法人の名称

清算人の氏名

株式会社ABC

一般社団法人及び一般財團法人に対する法律及び公社社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う開設法の整備等に関する法律 第130条の規定により資本財産の帰属先に関する承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 認定の届出をした日

2. 株会社ABCの確定した日における公益目的財産残額

3. 株会社ABCの額

4. 株会社ABCの財産の内容

5. 株会社ABCのうち最大事業年度の公益目的財産残額に相当する財産の帰属先に関する次の事項

(1) 帰属先となる法人の住所

(2) 対象となる法人の名称

(3) 対象となる法人の種別

(4) (備考)

用紙の大きさは、日本商業規格A4番とすること。

様式第十二号（第四十九条関係）

様式第十二号（第四十九条関係）

年 月 日

般

法人の名称

代表者の氏名

株式会社ABC

一般社団法人及び一般財團法人に対する法律及び公社社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う開設法の整備等に関する法律 第132条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定を受ける日

2. 認定を受ける前の移行法の名称

(備考)

用紙の大きさは、日本商業規格A4番とすること。